

付録－4

シェッド、大型カルバート等定期点検要領（技術的助言）

令和6年3月 国土交通省 道路局

1. 適用範囲

道路法上の道路にあるシェッド、大型カルバート等（以下、「施設」という）を対象とする。

2. 定期点検の頻度

点検間隔は5年に1回の頻度を基本とする。なお、必要に応じて5年より短い間隔で行うことも検討すること。

3. 定期点検の体制

定期点検は、健全性の診断の区分を適切に行うために必要な知識と技能を有する者による体制で行うこと。

4. 状態の把握

定期点検では、健全性の診断の区分の決定を適切に行うために必要と考えられる施設の点検時点での状態に関する情報を適切な方法で入手すること。このとき、定期点検時点における施設の構造物としての安全性、予防保全の必要性、道路利用者や第三者被害発生可能性などの評価に必要と考えられる情報を、近接目視、または近接目視による場合と同等の評価が行える他の方法により収集すること。

5. 健全性の診断の区分の決定

(1) 健全性の診断の区分の決定にあたっては、施設を取り巻く状況を勘案して、施設が次回定期点検までに遭遇する状況を想定し、どのような状態となる可能性があるのかを推定するとともに、その場合に想定される道路機能への支障や第三者被害の恐れなども踏まえて、効率的な維持や修繕の観点から、次回定期点検までに行なうことが望ましいと考えられる措置の内容を検討すること。

(2) 健全性の診断の区分の決定には、定期的あるいは常時の監視、維持や補修・補強などの修繕、撤去、通行規制・通行止めなどの措置の内容を反映すること。

(3) 定期点検では、施設単位毎に健全性の診断の区分を決定するものとする。

このとき、施設の構造等の特徴を踏まえて、想定する状況に対してどのような状態となる可能性があると推定されるかを検討した結果も考慮することが望ましい。

6. 記録

(1) 定期点検の結果は、供用中の被災時の対応を含む適切な維持管理を行う上で必要と考えられる以下の情報を基本として、活用可能な形で記録しておくこと。

- ・施設名
 - ・路線名
 - ・所在地
 - ・設置位置（緯度経度）
 - ・施設ＩＤ
 - ・管理者名
 - ・代替路の有無
 - ・道路の種類（自動車専用道か一般道かの別）
 - ・緊急輸送道路
 - ・占有物件
 - ・施設諸元（建設年度、延長、幅員、構造形式）
 - ・告示に基づく健全性の診断の区分
 - ・定期点検実施年月日（状態把握を行った末日）
 - ・定期点検者（定期点検を行う知識と技能を有する者）
- (2) 想定する状況に対する施設の構造物としての安全性、予防保全の必要性、道路利用者や第三者被害発生の可能性などを含む、5. で検討した措置に関する内容について技術的観点からの見解を記録しておくことが望ましい。